

[事案 28-174] 契約更新無効請求

・平成 29 年 5 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約更新時に新たな保険証券が発行されていないこと等を理由として、更新時以降の保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 52 年 7 月に契約した定期保険について、以下の理由から、契約更新をすべて無効とし、各更新以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 約款規定では、契約更新時に新たに保険証券を発行するとされているが、発行されていない。
- (2) 契約時の約款上の最終更新年齢は 75 歳であったが、その後、保険会社の社内規程の変更により 90 歳に変更されており、自分にはその旨の説明も変更後約款の送付もされていない。そのため、平成 19 年の契約更新は、最終更新年齢を 75 歳であると誤解して手続きしている。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人に誤解はなかったか、または誤解したことにつき申立人には少なくとも重大な過失があったので、申立人の請求には応じられない。

- (1) 平成 19 年の更新時には、更新手続き前に、申立人に対し「自動更新のご案内」を郵送しており、更新手続き後に「保険契約更新通知書」を郵送しているが、いずれにも、更新後保険期間が 10 年と記載されており、当時 74 歳であった申立人は、更新後の保険期間が 75 歳までではないことを認識することができた。
- (2) 申立人は、80 歳であった平成 25 年に名義変更請求、83 歳であった平成 28 年に高度障害保険金の支払請求をしており、各時点で契約が継続している認識を持っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約後の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人から事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が各更新以降の既払込保険料を返還すべき事情は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。